八街市教育委員会議事録

令和８年第９回定例会

期　　日　令和８年９月３０日（水）
開会　午後　１時３０分
閉会　午後　２時００分

場　　所　大会議室

教育長及び出席委員	教育長	浅尾智康
	教育長職務代理者	山田良子
	委員	吉田昌弘
	委員	近藤博
	委員	伊藤良子

出席職員	教育部長	川津和久
	教育総務課長	塚本廣
	学校教育課長	羽田野淳
	生涯学習課長	富谷のり子
	生涯学習課スポーツ振興室長兼スポーツプラザ所長	宮内英史
	中央公民館副主幹	戸村武士
	図書館長	金谷隆之
	学校給食センター所長	吉野輝彦
	郷土資料館長	青柳好宏
	教育総務課副主幹（事務局）	五木田英保

１．教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和８年第９回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席は、私を含めて全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は事前に配付のとおりです。

２．議事録署名人の指名

○教育長

議事録署名人に近藤委員と伊藤委員を指名します。

３．教育長報告
○教育長
教育長報告を教育部長からお願いします。
○教育部長
資料の１ページをご覧ください。
令和８年８月２１日から９月２９日までの教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告いたします。
はじめに、議会関係について、まとめてご報告いたします。
８月２４日､令和８年９月議会開催前における定例記者会見に出席しました。
８月２７日、令和８年９月議会が開会し、本会議に出席しました。
今議会に提出された案件は、議案２２件で、このうち、教育委員会関係では、「教育委員会委員の任命について」で山田良子氏を引き続き任命することについて同意する議案が、可決されました。
一般質問は、９月２日から４日までの３日間で行われ、議員１６人から通告があり、教育委員会関係では、「外国籍児童生徒の就学届について」、「体育館等へのエアコン設置について」、「子どもたちの目を守るためのサングラスの着用について」など、４人の議員から９項目にわたる質問がありました。
一般質問の詳細につきましては、後日改めてご報告いたします。
９月８日、議案質疑が行われましたが、教育委員会関係の質疑はありませんでした。
９月１６日から１８日及び２５日、決算審査特別委員会が開催され「令和７年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について」が審議されました。
９月２９日、本会議に出席し、今議会に上程された議案は、すべて可決されました。
議会関係は、以上です。
続きまして、日付に沿って、主なものをご報告いたします。
８月２１日、市役所で開催しました教育講演会に出席しました。
はじめに、学校教育課から、部活動地域展開、安全教育活動、外国語教育活動、特別支援教育活動及び教育センター事業について報告した後、秀明大学専任助教の名知秀斗氏から「ＡＩに思考を奪われない子どもへ～ＡＩを上手く使う思考、クリティカルシンキングとは～」と題してご講義いただき、ＡＩを賢く使いこなす思考力、ＡＩに依存せずに自分の力で考える力、ＡＩ活用におけるクリティカルシンキングの重要性などを再認識しました。
委員の皆様にもご出席いただき、ありがとうございました。
８月２６日、市役所において、学校運営協議会委員研修会に出席しました。
研修会には、各小・中学校の学校運営協議会会長及び校長らが出席し、聖徳大学 教育学部教育学科 教授で千葉県コミュニティ・スクールアドバイザーの石田清彦氏から、「コミュニティ・スクール制度、活用好事例等について」説明いただいた後、中学校区ごとに、各学校の取組状況や課題等について意見交

換を行い、発表し合いました。
８月２８日、市役所において、令和８年度「中学校総合体育大会等報告会」に出席しました。
報告会では、山口県で開催の全日本中学校陸上競技大会へ出場した八街北中学校陸上部の生徒及び東京都で開催の関東中学校柔道大会へ出場した八街中学校柔道部の生徒から、それぞれ出場結果報告や今後の抱負などが発表されました。
委員の皆様にもご出席いただき、ありがとうございました。
９月１２日、中央公民館で開催された、不登校などの悩みを抱える生徒たちに向けた高校進路説明会「未来への扉を開こう」を視察しました。
この説明会は、中学生やその保護者に多様な進路選択の情報を届けることを目的に、平成２２年度から毎年開催されており、今年で１７回目を数えました。
当日は、定時制・三部制定時制・通信制高校に加え、職業系専門学科を置く全日制高校を招き２８校が個別相談ブースを設置し、２校が資料配布を行いました。
説明会には、市内及び近隣市から中学生とその保護者の他、市内の小・中学校の教職員ら合わせて、昨年度よりも３３人多い９１人が来場し、関心の高さがうかがえました。
９月１３日、八街中学校を会場に千葉県と八街市の共催で開催された落花生導入１５０周年「落花生まつり in 八街」の開会式に出席しました。
開会式には熊谷知事も出席されたほか、郷土資料館が落花生に関する展示ブースを設置し、職員による解説なども行い、賑やかな一日となりました。
９月２４日、県立佐倉南高等学校で開催された「佐倉南高等学校生活体験発表会」に審査員として出席しました。
この発表会は、佐倉南高等学校定時制教育の推進を目的に開催され、夜間部のクラス代表の生徒６人から、日頃考えることがら、家族や学校に対する思いなどが発表されました。
そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。
〇教育長
ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。
＜質疑なし＞

４．前回議事録の承認について
〇教育長
続いて、議事録の承認についてお諮りします。
前回８月２１日に開催しました第８回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。
＜異議なし＞
異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名

を頂戴したいと思います。

５．議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第１号及び第２号の議案２件です。

はじめに、議案第１号、八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○スポーツ振興室長

議案第１号、八街市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部改正する規則の一部改正について、ご説明いたします。

議案資料の２ページ及び議案第１号参考資料をご覧ください。

令和８年１０月から市立小学校及び中学校の施設開放事業に係る施設の照明設備の使用に当たり実費相当額の電気料徴収を実施いたしますが、この夏休み期間中に八街中学校武道場の照明器具のＬＥＤ化により、先に改正を行っていた照明電気料の実費相当額に変更が生じたため、改めて料金設定の変更を行う必要が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は公布の日からといたします。

主な改正点は、

議案第１号参考資料１ページをご参照ください。

左が現行様式、右が改正後の様式（案）となっております。

八街中学校武道場の照明器具のＬＥＤ化により照明電気料の実費相当額に変更が生じたため、別表第２のとおり、照明電気料を現行の１５０円から３０円に改めるものです。

以上で議案第１号、八街市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部改正についての説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

今年度発注のＬＥＤ化の工事は、完了したのでしょうか。

○教育総務課長

八街中学校におきましては、完了しておりまして、実住小学校は現在、工事中です。

○教育長

他に質疑がなければ、議案第１号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

＜異議なし＞

○教育長

ご異議なしと認め、本案を可決することに決定しました。

続きまして、議案第２号、八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○スポーツ振興室長

議案第２号、八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。

資料の３ページをご覧ください。

本案は、八街市スポーツプラザにおける使用申請手続きについて、現行の公共施設予約システムによる申請から、八街市公式ＬＩＮＥを活用したオンライン申請への移行に伴い、八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部及び「様式第２号」様式の一部改正及び「様式第３号」を削除するものでございます。

続いて４ページ、５ページをご覧ください。

施行期日につきましては、令和８年１０月１日からとし、経過措置といたしまして、改正後の様式につきましては、令和８年１０月１日以降の使用にかかる許可から適用し､令和８年９月３０日以前の使用に係る許可につきましては、改正前の様式を使用するものといたします。

これは、スポーツプラザの申請受付期間と様式の適用開始時期にずれが生じないよう、このような経過措置を設けるものでございます。

また、議案提出において、施行期日直前になってしまった理由としては、先に提案させていただいた、中央公民館、生涯学習課スポーツ振興室と同様に八街市公式ＬＩＮＥを活用したオンライン申請への移行に伴い行うものとなりますが、このＬＩＮＥ予約のアプリケーションの作成については、３か月前から予約が開始される中央公民館から先行し実施し、次にスポーツプラザと比較しシステム移行が簡易なスポーツ振興室の対応を進め、その後に予約システムの運用が複雑なスポーツプラザへの対応を行うことになり、同時期に対応することができず、今回当該規則の改正を行うこととなったものです。

次に、具体的な改正内容につきましては、議案第２号参考資料１ページから２ページをご参照ください。

左が現行様式、右が改正後の様式（案）となっております。

主な改正点といたしましては、

この規則条文について、八街市公式ＬＩＮＥを活用したオンライン申請に対応するため、第５条第１項中の「情報通信条例」を削除し、第１１条第１項において規則を改めるものでございます。

様式の変更については、現行様式中段に使用許可された「施設内の場所」、「使用時間」、「冷暖房設備」、「照明設備」などを記載する欄が設けられておりますが、現行様式のような定型的な記載欄では対応が難しいことから、改正

後の様式では罫線などを削除し、複数案件にも柔軟に対応できる形式へ改め、必要事項を整理し、現行施設において必要の無い、「冷暖房設備」、「照明設備」欄を削除するなど、利用者にとって分かりやすく、見やすい様式となるよう様式の改正を行います。

以上で議案第２号、八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部改正について説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いします。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

スポーツプラザについては使用施設等の設定が複雑であったことから、時間を要して、今回の提案になったということでよろしいでしょうか。

○スポーツ振興室長

そのとおりです。

○教育総務課長

規則では市内在住の方は使用日の前々月１日から予約が可能ということですけれども、この予約に関しては特に支障がなかったということでよろしいでしょうか。

○スポーツ振興室長

特段の支障は、今のところありません。

○教育長

他に質疑がなければ、議案第２号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

＜異議なし＞

○教育長

ご異議なしと認め、本案を可決することに決定しました。

以上で、本日の議題は、終了しました。

次に、教育委員報告があります。

はじめに、伊藤委員から８月２９日に行われました中学校総合体育大会報告会について報告をお願いします。

○伊藤委員

八街中学校の２年生の女子生徒が柔道で関東大会に、八街北中学校の３年生の女子生徒が陸上競技で山口県で行われた全国大会に出場した報告が行われました。

報告では、お二人ともいつもにはない緊張感を味わってきたという、お話をされていました。

八街北中学校の３年生の生徒さんは受験を控え、勉強もある中、中学校総合体育大会を最後まで、必死に頑張ったんだなと感心いたしました。

また八街中学校の生徒さんは、来年に向けて頑張ってほしいと思いました。

お二人とも堂々とお話している姿がとても印象的でした。

以上報告です
○教育長
ありがとうございました。
２人の中学生が出席し、これまでの努力の成果を発揮した充実感を非常に感じました。
柔道は、２年生ということで、これからの活躍を期待したいと思います。
続きまして、「未来への扉を開こう」につきまして吉田委員から報告をお願いします。
○吉田委員
当日は、定時制・三部制定時制・通信制高校に加え、職業系の専門学科を設置している全日制高校など、計２８校が個別相談ブースを設置し、多くのこどもたちと保護者が参加していました。
この１０年間で通信制高校が約３倍に増加し、現在では３０人に１人が通信制高校に通っているとのことでした。
通信制高校は、新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけに急速に増加しましたが、現在では、野球など特定の分野に特化した学校をはじめ、さまざまな特色や目的を持った学校が設立されています。
こどもたちは、それぞれの興味や目標に合った学校を探しながら、表情はとても生き生きとしており、進路の選択肢が広がっていることを感じる機会となりました。
以上報告です。
○教育長
ありがとうございました。
中学校卒業後の進路については、さまざまな選択肢が用意されている時代となっていますので、中学生はもちろんのこと中学校の先生方にも多様な学校や進路に関する情報を知っていただくことが重要だと感じました。
今後も、このような情報提供の機会をより一層充実させていく必要があると感じました。
最後に、山田教育長職務代理者から９月２６日に行われましたライブラリーカフェにつきまして、報告をお願いします。
○山田教育長職務代理者
当日は、中高生による「八街推し活クラブ」の発表やジュニア司書によるお話会などが行われました。
八街推し活クラブでは、こどもたちが地域の魅力について堂々と発表しており、ジュニア司書によるお話会では、こどもたちが自分たちで準備した紙のお人形などを使い、登場人物になりきって、聞いている人に分かりやすく丁寧にお話を届けていました。
特に印象的だったのは、これらの取組が中高生のこどもたち自身によって主体的に運営されていたことです。

こどもたちがここまで成長し、自分たちで企画・運営できるようになるまでには、図書館の職員の皆さんをはじめ、周囲の大人の方々が長い時間をかけて指導し、支え、見守ってこられた積み重ねがあるのだと感じ、大変感激しました。

以上報告です。

○教育長

ありがとうございました。

私は当日の八街推し活クラブの発表やジュニア司書によるお話会には間に合いませんでしたが、図書館を訪れた際には、普段の静かな図書館とはまた違い、宮内さんの演奏の中ゆったりとした雰囲気を感じることができました。

利用者の皆さんが思い思いに本を手に取り、図書館で過ごしている様子も印象的でした。

こどもたちの主体的な活動や、こうしたさまざまな取組を通じて、これまで以上に多くの方が図書館に足を運ぶきっかけになっていると思います。

これからも、無理のない範囲で図書館と公民館が連携しながら、こどもたちが主体的に活動できる場や、地域の皆さんが図書館に親しめるような取組を、ぜひ継続して進めていただきたいと思います。

以上で、教育委員の報告を終了します。

６．その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

＜特にありません＞

７．教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

令和８年第９回八街市教育委員会定例会議事日程

令和　８年　９月３０日（水）
午後　１時３０分　団体研修室

定例会

第１　教育長開会宣言

第２　議事録署名人の指定

第３　教育長報告

第４　前回議事録について

第５　議　　題

（１）議決事項

議案第１号　八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

議案第２号　八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部改正について

第６　その他

第７　教育長閉会宣言

教育長報告

令和８年８月２１日～令和８年９月２９日

日付	曜日	時間	場所	内容
8 / 21	金	9 : 00	図書館・中央公民館・郷土資料館	教育委員視察
〃	〃	10 : 30	第１会議室	教育委員会定例会議
〃	〃	13 : 30	大会議室	教育講演会
8 / 22	土	10 : 00	けやきの森公園	八街ふれあい夏まつり
8 / 24	月	13 : 30	第１会議室	定例記者会見
8 / 25	火	11 : 00	学校給食センター	学校給食センター視察
8 / 26	水	9 : 10	特別会議室	一般質問市長打合せ
〃	〃	14 : 00	大会議室	学校運営協議会委員研修会
8 / 27	木	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（令和８年９月議会開会）
〃	〃	15 : 00	千葉県庁	千葉県いじめ対策調査会
8 / 28	金	10 : 00	特別会議室	中学校総合体育大会報告会
〃	〃	15 : 00	教育長室	幼稚園会議
9 / 1	火	9 : 00	教育長室	教育委員会連絡会議
9 / 2	水	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（一般質問）
9 / 3	木	10 : 00	〃	〃
9 / 4	金	10 : 00	〃	〃
9 / 7	月	9 : 30	特別会議室	庁議
〃	〃	15 : 00	大会議室	長欠児童生徒支援担当者会議
9 / 8	火	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（議案質疑）
〃	〃	13 : 30	〃	議場ライブ
9 / 9	水	9 : 30	千葉県庁	千葉県いじめ対策調査会
〃	〃	13 : 00	交進小学校	校長会
9 / 10	木	15 : 10	朝陽小学校	第１回八街市安全対策事業協議会
9 / 12	土	13 : 00	中央公民館	未来への扉を開こう
9 / 13	日	10 : 00	八街中学校	落花生導入150周年「落花生まつりin八街」
9 / 14	月	15 : 00	特別会議室	企業版ふるさと納税寄附金贈呈式
9 / 15	火	14 : 00	交進小学校	教頭会
9 / 16	水	9 : 00	八街市議会議場	市議会決算審査特別委員会（歳入）
〃	〃	14 : 00	大会議室	社会教育委員会議
9 / 17	木	9 : 00	八街市議会議場	市議会決算審査特別委員会（歳出）
9 / 24	〃	9 : 10	第１会議室	部課長会議
〃	〃	9 : 30	教育長室	教育委員会部課長会議
〃	〃	17 : 45	佐倉南高等学校	佐倉南高等学校生活体験発表会
9 / 25	金	13 : 30	八街市議会議場	市議会決算審査特別委員会（総括質疑）
〃	〃	15 : 00	特別会議室	文教福祉常任委員会からの要望書受理
9 / 26	土	9 : 00	団体研修室	令和９年度八街市職員採用試験面接
9 / 29	火	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（令和８年９月議会閉会）

令和８年８月２１日第８回定例会議事録…別添のとおり

議案第１号

八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のとおり改正する。

令和８年９月３０日提出

八街市教育委員会教育長　浅尾　智康

八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（令和８年教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表を別表第１とし、同表の次に次の１表を加える改正規定中「１５０円」を「３０円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第２号

八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部を次のとおり改正する。

令和８年９月３０日提出

八街市教育委員会教育長　浅尾　智康

八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則（平成４年教育委員会規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「（以下「情報通信条例」という。）」を「（令和４年条例第２３号）」に改める。

第１１条第１項中「前条の使用予定者」を「使用申請者」に、「期間」を「日まで」に改め、「第１号」の次に「。以下「申請書」という。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

第１１条第１項に次の各号を加える。

(1)　公共施設予約システムを使用したとき。

(2)　教育長が特に必要と認めたとき。

第１１条第２項を次のように改める。

２　教育長は、前項の申請を受理したときは、当該申請事項を審査し、使用させることに支障がないと認めたときは、八街市スポーツプラザ施設使用許可書（別記様式第２号）を使用申請者に交付するものとする。

別記様式第２号を次のように改める。

様式第２号（第11条第1項）

八街市スポーツプラザ施設使用許可書

年　　月　　日

様

八街市教育委員会教育長

次のとおり、施設の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
施設			
使用者名・団体名			
使用目的			

日付	使用時間	使用施設	使用人数

使用料	基本使用料		
	円		
	備品使用料	減免額	消費税
	円	円	円
		合計	円

様式第３号を削る。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（令和８年教育委員会規則第４号）新旧対照表

現行

別表第２（第１３条）

施設		照明電気料（１時間当たり）
屋内運動場	実住小学校	６０円
	笹引小学校	１００円
	朝陽小学校	１２０円
	交進小学校	１００円
	二州小学校	１００円
	二州小学校沖分校	４０円
	川上小学校	１００円
	八街東小学校	１００円
	八街北小学校	６０円
	八街中学校	１２０円
	八街中央中学校	１００円
	八街南中学校	１２０円
	八街北中学校	６０円
武道場	八街中学校	１５０円
	八街中央中学校	１１０円（柔道）

改正後（案）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第２（第１３条）

施設		照明電気料（１時間当たり）
屋内運動場	実住小学校	６０円
	笹引小学校	１００円
	朝陽小学校	１２０円
	交進小学校	１００円
	二州小学校	１００円
	二州小学校沖分校	４０円
	川上小学校	１００円
	八街東小学校	１００円
	八街北小学校	６０円
	八街中学校	１２０円
	八街中央中学校	１００円
	八街南中学校	１２０円
	八街北中学校	６０円
武道場	八街中学校	３０円
	八街中央中学校	１１０円（柔道）

		８０円（剣道）
	八街南中学校	２０円

備考

1　使用時間が３０分当たりの料金は１時間当たりの料金の半額とする。

2　使用時間に３０分を超える端数があるときは、１時間として計算する。

3　１０円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

4　２面利用可能な施設における１面利用の場合、照明電気料は半額を徴収する。

		８０円（剣道）
	八街南中学校	２０円

備考

1　使用時間が３０分当たりの料金は１時間当たりの料金の半額とする。

2　使用時間に３０分を超える端数があるときは、１時間として計算する。

3　１０円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

4　２面利用可能な施設における１面利用の場合、照明電気料は半額を徴収する。

八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

昭和５０年９月２５日
教育委員会規則第８号
〔注〕平成５年から改正経過を注記した。

（目的）

第１条　この規則は、八街市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場確保のために、学校の施設を、学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒及び一般市民の利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（教育委員会及び校長の責任）

第２条　学校施設の開放に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。

２　この規則の実施に関して、学校施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長は、一切の責任を負わないものとする。

（運営協議会）

第３条　教育委員会は、学校開放の発展と円滑な運営を図るため運営協議会を置く。

２　運営協議会の委員は、校長若しくは教員、八街市スポーツ推進委員、PTA役員及び青少年団体指導者のうちから１０人以内を教育委員会が委嘱するものとする。

（開放の種類）

第４条　学校施設の開放は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　スポーツ開放　団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、小、中学校の校庭、屋内運動場及び武道場並びにプール（八街市立八街北中学校及び八街南中学校のプールに限る。以下同じ。）を開放する。

(2)　遊び場開放　幼児及び児童の遊び場としての利用に供するため、小学校の校庭を開放する。

（開放の日時）

第５条　学校施設の開放の日時は、別表第１のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、開放学校において特別の事情がある場合は教育委員会は、開放の日時を別に定めることができる。

（利用者）

第６条　スポーツ開放（プールを除く。次条において同じ。）の利用者は、次の各号のいずれにも該当する団体であって、あらかじめ教育委員会に団体登録する。

(1)　市内に在住、在勤若しくは在学する者を含み組織された団体であること。

(2)　スポーツ又はレクリエーションを行うため５人以上で組織された団体であること。

(3)　成人の管理責任者を置ける団体であること。

２　スポーツ開放のうち、プールについては別に定める。

（管理責任者）

第７条　スポーツ開放に伴う利用者の危険防止及び施設、設備の管理のために管理責任者を置く。

２　管理責任者は、各団体から選出し、教育委員会が承認する。

３　管理責任者は、施設の利用にあっては、常に当該利用施設を適正に管理し、善良な利用者の代表としての責任と注意をもってことに当たるものとする。

４　管理責任者は、学校施設の開放時に利用者以外の幼児、児童その他の者が来たときは、安全管理に努めるものとする。

（利用手続）

第８条　スポーツ開放を利用しようとする者は、利用希望日の前月１日から、利用希望日の３日前までに、教育委員会に申請し、その許可を得なければならない。ただし、利用希望日の前月１日が申請の受付を行わない日である場合は、翌受付日から申請の受付を開始する。

（利用の許可）

第９条　スポーツ開放は、第６条に規定する利用者に限り許可するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会は、適当と認める個人又は団体に限り利用を許可することができる。この場合において、第７条の規定を適用する。

３　遊び場開放は、開放学校区内に在住する幼児及び児童に限り許可するものとする。この場合、幼児については、保護者の付添いがあることを条件とする。

第１０条　管理責任者は、スポーツ開放中に事故が発生したときは、教育委員会に速やかに報告しなければならない。

（利用の中止）

第１１条　教育委員会は、この規則その他学校の施設の使用に関する定めに従わない利用者に対して、利用の中止を命ずることができる。

（利用者の弁償責任）

第１２条　利用者は、開放学校の施設、設備を故意又は重大な過失によってき損若しくは亡失したときは、弁償の責を負うものとする。

（照明電気料）

第１３条　開放施設のうち、屋内運動場及び武道場を使用する場合は、当該施設の照明設備の使用に係る電気料の実費相当額（以下「照明電気料」という。）を別表第２に定めるところにより、納入しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、照明電気料の一部又は全部を減額することができる。

２　照明電気料の納入方法は、教育委員会が別に定める。

（補則）

第１４条　この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、昭和５１年４月１日から施行する。

附　則（令和８年２月２７日教委規則第４号）

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

附　則（令和８年教委規則第●号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第５条）

開放の種類	施設	開放する日	開放する時間

スポーツ開放	校庭	日曜日、祝日、長期休業日及び土曜日	午前８時から午後５時まで
	屋内運動場及び武道場	日曜日、祝日、長期休業日及び土曜日	午前８時から午後９時３０分まで
		平日	午後５時から午後９時３０分まで
	プール	７月２１日から８月３１日まで	午前１０時から午後５時まで
遊び場開放	校庭	土曜日	午前８時から午前１２時まで

別表第２（第１３条）

施設		照明電気料（１時間当たり）
屋内運動場	実住小学校	６０円
	笹引小学校	１００円
	朝陽小学校	１２０円
	交進小学校	１００円
	二州小学校	１００円
	二州小学校沖分校	４０円
	川上小学校	１００円
	八街東小学校	１００円
	八街北小学校	６０円
	八街中学校	１２０円
	八街中央中学校	１００円
	八街南中学校	１２０円
	八街北中学校	６０円
武道場	八街中学校	３０円
	八街中央中学校	１１０円（柔道）
		８０円（剣道）
	八街南中学校	２０円

備考

１　使用時間が３０分当たりの料金は１時間当たりの料金の半額とする。

２　使用時間に３０分を超える端数があるときは、１時間として計算する。

３　１０円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

４　２面利用可能な施設における１面利用の場合、照明電気料は半額を徴収する。

八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則（平成４年教育委員会規則第１４号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（使用者の登録） 第５条　条例第１１条の規定によるスポーツプラザの各施設の使用許可を受けようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ公共施設予約システム（八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（以下「情報通信条例」という。）第３条による電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に住所、氏名その他スポーツプラザの使用に関する事項について登録（以下「使用者登録」という。）をしなければならない。 ２～４　（略）	（使用者の登録） 第５条　条例第１１条の規定によるスポーツプラザの各施設の使用許可を受けようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ公共施設予約システム（八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和４年条例第２３号）第３条による電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に住所、氏名その他スポーツプラザの使用に関する事項について登録（以下「使用者登録」という。）をしなければならない。 ２～４　（略）
（使用の申請及び許可） 第１１条　前条の使用予定者は、教育委員会が定める期間（第４条第１項に規定する日を除く。）に八街市スポーツプラザ施設使用申請書（別記様式第１号）を教育長に提出し、八街市スポーツプラザ施設使用許可書（別記様式第２号）の交付を受けなければならない。 （新設） （新設）	（使用の申請及び許可） 第１１条　使用申請者は、教育委員会が定める日まで（第４条第１項に規定する日を除く。）に八街市スポーツプラザ施設使用申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）を教育長に提出し、八街市スポーツプラザ施設使用許可書（別記様式第２号）の交付を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。 (1)　公共施設予約システムを使用したとき。 (2)　教育長が特に必要と認めたとき。

２　前項の規定にかかわらず、弓道場又はトレーニング室の共用使用については、使用当日に申請するものとし、体育館使用券（別記様式第３号）をもって許可に代える。

様式第２号（第１１条第１項）

様式第２号（第１１条第１項）

八街市スポーツプラザ施設使用許可書

第　　号
年　月　日

様

八街市教育委員会
教育長　　印

次のとおり、スポーツプラザ施設の使用を許可します。

受付番号		使用者番号			
施設					
施設内の場所					
使用目的					
（行事名称）					
使用日時					
使用責任者					
使用人数					
出演者					
出演予定者数		入場予定者数		会場整理員	
受付施設					

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

使用料	基本使用料	冷暖房使用料	照明使用料
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

様式第３号（第１１条第２項）

（略）

２　教育長は、前項の申請を受理したときは、当該申請事項を審査し、使用させることに支障がないと認めたときは、八街市スポーツプラザ施設使用許可書（別記様式第２号）を使用申請者に交付するものとする。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

様式第２号（第１１条第１項）

様式第２号（第11条第1項）

八街市スポーツプラザ施設使用許可書

年　月　日

様

八街市教育委員会教育長

次のとおり、施設の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
施設			
使用者名・団体名			
使用目的			

日付	使用時間	使用施設	使用人数

使用料	基本使用料		
	円		
	備品使用料	減免額	消費税
	円	円	円
		合計	円

（削る）

八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則

平成４年８月２７日
教育委員会規則第１４号

（趣旨）

第１条　この規則は、八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例（平成４年条例第４３号。以下「条例」という。）第１１条の規定に基づき八街市スポーツプラザ（以下「スポーツプラザ」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（係の設置及び事務分掌）

第２条　スポーツプラザに管理係を置く。

２　前項に規定する係の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)　公印の管守に関すること。

(2)　公文書の収受及び発送に関すること。

(3)　文書、帳簿の整理及び保存に関すること。

(4)　予算経理に関すること。

(5)　施設及び設備の維持管理に関すること。

(6)　調査、統計及び広報に関すること。

(7)　施設の運営に関すること。

(8)　施設の使用許可に関すること。

(9)　施設の開放及び利用者に対する指導に関すること。

（開場時間）

第３条　スポーツプラザの開場時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休場日）

第４条　スポーツプラザの休場日は、次のとおりとする。

(1)　定期休場日　月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）の規定による休日に当たるときは、その翌日

(2)　国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日。ただしこの日が、土曜日、日曜日に当たるときを除く。

(3)　年始休場日　１月１日から１月４日まで

(4)　年末休場日　１２月２８日から１２月３１日まで

(5)　教育長が管理上必要と認める日

２　前項第１号から第４号までの規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは開場する。

（使用者の登録）

第５条　条例第１１条の規定によるスポーツプラザの各施設の使用許可を受けようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ公共施設予約システム（八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和４年条例第２３号）第３条による電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に住所、氏名その他スポーツプラザの使用に関する事項について登録（以下「使用者登録」という。）をしなければならない。

２　使用者が登録できる件数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　個人を単位として使用者登録をする場合、１人につき１件。

(2)　団体（法人のほか任意に組織されたされたものを含む。以下同じ）を単位として使用者登録をする場合、１団体につき１件。

３　前項に規定する使用者登録は、公共施設予約システムにより使用者登録の申請をし、本人確認書類を提示し、教育長の承認を得なければならない。

４　使用者登録の有効期限は、登録を受けた日から３年間とする。ただし、教育長が必要と認める場合においては、３年を経過する前に有効期限を定めることができる。なお、使用者登録した者は、有効期間の満了する日の１月前から使用者登録の更新の申請をすることができる。

（使用者登録に係る事項の変更等）

第６条　使用者登録をした者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第１項の規定による使用者登録の内容を変更しなければならない。

(1)　使用登録に係る事項について変更があったとき。

(2)　スポーツプラザの使用を停止しようとするとき。

(3)　前号による停止を解除するとき。

２　前項第１号については、変更内容を証明する書類を提示するものとする。

（使用者登録の取消し）

第７条　教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者登録を取り消すことができる。

(1)　使用者登録をした者が廃止の登録をしたとき。

(2)　使用者登録した者が偽りその他の不正な手段により登録されたことが判明したとき。

(3)　使用者登録した者がこの規則の規定に違反したとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

２　教育長は、前項の規定（第１号を除く。）により使用者登録を取り消した場合は、速やかに当該使用者登録した者に通知するものとする。

（使用者登録の停止）

第８条　教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者登録を停止することができる。

(1)　他の使用者登録した者に係る使用者番号及び暗証番号により、不正に使用するおそれがあると認められるとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

２　教育長は、前項の規定により使用を停止した場合は、速やかに当該使用者登録した者に通知するものとする。

（使用の優先予約）

第９条　教育長は、社会体育の振興など公益上必要な事業と認めたものについては、優先してスポーツプラザの各施設を予約することができる。

（使用の予約）

第１０条　使用申請者は、公共施設予約システムにより使用の予約をしなければならない。なお、同システムへの登録が完了したものを有効とする。

２　使用の予約は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間（第４条第１項に規定する日を除く。）に行うものとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1)　市内在住の使用申請者は使用予定日の前々月１日から使用予定日の前日まで予約を可能とする。なお、教育委員会が定めた期間に使用の抽選申込みをし、予約をした者の数が使用に供すべき施設の数を超えるときは抽選により使用の許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を決定するものとし、施設の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者と決定する。抽選後の予約については、先着順に使用予定者と決定する。

(2)　市外在住の使用申請者は、使用予定日の前月１日から使用予定日の前日まで予約を可能とし、先着順に使用予定者と決定する。

（使用の申請及び許可）

第１１条　使用申請者は、教育委員会が定める日まで（第４条第１項に規定する日を除く。）に八街市スポーツプラザ施設使用申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）を教育長に提出し、八街市スポーツプラザ施設使用許可書（別記様式第２号）の交付を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

(1)　公共施設予約システムを使用したとき。

(2)　教育長が特に必要と認めたとき。

２　教育長は、前項の申請を受理したときは、当該申請事項を審査し、使用させることに支障がないと認めたときは、八街市スポーツプラザ施設使用許可書（別記様式第２号）を使用申請者に交付するものとする。

（使用料の納付）

第１２条　条例第８条第１項に定める使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。

（禁止行為）

第１３条　スポーツプラザの使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)　火災の元となるような行為

(2)　動物を持ち込むこと。

(3)　はり紙、はり札その他広告物の表示

(4)　指定された場所以外へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。

(5)　施設、広場等を損壊し、又は汚損すること。

(6)　立入禁止区域に立ち入ること。

(7)　その他管理上不適当と認められる行為

（補則）

第１４条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規則は、平成４年９月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

別記

様式第１号（第１１条第１項）

別記
様式第1号(第11条第1項)

八街市スポーツプラザ施設使用申請書

年　　月　　日

八街市教育委員会
教育長　　様

使用者番号

使用者名／団体名

住所

電話番号

次のとおり、スポーツプラザ施設を使用したいので申請します。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
使用目的	
(行事名称)	
使用日時	
使用責任者	
使用人数	

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

使用料	基本使用料	冷暖房使用料	照明使用料
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

様式第２号（第１１条第１項）

様式第２号（第11条第1項）

八街市スポーツプラザ施設使用許可書

年　　月　　日

様

八街市教育委員会教育長

次のとおり、施設の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
施設			
使用者名・団体名			
使用目的			

日付	使用時間	使用施設	使用人数

使用料	基本使用料		
	円		
	備品使用料	減免額	消費税
	円	円	円
		合計	円